

第3回 まちづくり常任委員会会議録

令和2年4月30日(木)
委員会 議室

○会議日程

1 開会宣告(10時00分)

2 調査事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策等について

①保健福祉課所管

・子育て世帯への臨時特別給付金について

②住民生活課所管

・特別定額給付金について

・国民健康保険における傷病手当金について

③企画政策課所管

・幌延町特定業種(飲食・宿泊業)経営持続化緊急支援給付金について

3 その他

4 閉会宣告(13時25分)

○出席委員(5名)

委員長	2番	齋賀弘孝
副委員長	6番	吉原哲男
委員	3番	植村敦
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之

○欠席委員(2名)

委員	1番	富樫直敏
委員	4番	無量谷隆

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
総務財政課長	藤井和之
保健福祉課長	村上貴紀
住民生活課長	早坂敦
企画政策課長	角山隆一
社会福祉係長	清水和也
保険係長	長山慎吾
広報住民係長	植村美佐子
商工観光係長	伊山英貴

生活 G 主 事 植 村 瞭 平

○議会事務局出席者

事 務 局 長 植 村 美 佐 子
主 事 満 保 希 来

齋賀委員長

皆さんおはようございます。ご着席ください。

ただいまより令和2年第3回まちづくり常任委員会を開催します。

開会にあたって、野々村町長よりでご挨拶をいただきたいと思ひます。

野々村町長

皆さんおはようございます。

第3回のまちづくり常任委員会にお集まりをいただき、誠にありがとうございます。

今回の常任委員会、少し日程を早めさせていただきました。臨時会が5月22日という予定をしておりましたところ、それぞれ今般の新型コロナウイルス感染に関する経済対策等について、早急にそれぞれ皆さんにご了解を得ながら、22日の臨時会前に支給できるかどうかということを、今日も含めて皆さんにご審議をいただければと思ひてございます。

それぞれの補正にかかわる内容につきましては、各担当部署からご説明ありますので、細かく皆さんの質疑等いただきながら、ご了解を得た中で専決処分をさせていただき、ご了承をいただければと思ひてございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

齋賀委員長

ありがとうございました。

本日のまちづくり常任委員会2名欠席、5人出席の中で行いたいと思ひます。

本日の調査事項は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策等についてであります。3つ所管がありますので、上から順番に式次第にのっとりやっていきたいと思ひます。

最初に保健福祉課所管、子育て世帯への臨時特別給付金についてであります。

村上保健福祉課長

それでは、保健福祉課所管の子育て世帯への臨時特別給付金について、お手元に配布させていただきます。資料を用いて、ご説明させていただきます。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のひとつとしまして、今月7日に閣議決定された、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、国の令和2年度補正予算第1号案が成立し、それを受けた各市町村の令和2年度補正予算が成立した後、ただちに事業実施できるよう準備を進めることとの依頼文書が4月13日付けで届いたことから、本町におきましても迅速な給付を目指し準備を進めているところでございます。

資料の1ページをお開きください。こちらにつきましては、内閣府が作成した概要の資料となります。

本給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組のひとつとしまして、児童手当を受給する世帯に対し臨時特別の給付金を支給するもので、一部報道等において、児童手当の上乗せ等と表現されている給付金のことですが、児童手当受給者を対象としまして、その登録口座に給付金を振り込むこととされている、新たな給付金であり、児童手当として支給されるものではないということです。

給付額につきましては、対象児童1人につき1万円で、支給対象者は、本年4月分の児童手当法による児童手当受給者のほか、本年3月分の児童手当受給者であって、支給要件児童が15歳到達等の理由により受給事由が消滅したものに対し支給することとされていますが、

児童手当法附則第2条第1項に規定されております、前年所得が所得制限限度額以上の方に支給される特例給付受給者は除くこととされています。

対象児童は、児童手当支給対象者に支給される手当支給要件児童とされており、簡単に申し上げますと、本年度の中学校3年生以下の児童と3月末で支給事由が消滅しました高校1年生が支給の対象となるということとなります。

支給時期は、準備が整った市町村から、できるだけ速やかに開始することとされており、本町の給付時期につきましては、後程、給付事務スケジュールの中で説明をさせていただきますと思います。

事業スキームにつきましては、基本的に改めての申請を要しないものとしまして、児童手当受給者に対し、お知らせ文書と給付を希望しない場合の申出書を送付し、期限内に給付を希望しない申し出が無かった対象者の児童手当受給口座に給付金を振り込むこととなります。ただし、公務員につきましては、児童手当が所属官公庁から支給されていることから、所属庁が児童手当受給者であることの証明をしたうえで、居住地市町村への申請が必要となります。

次のページをお開きください。

こちらにつきましては、国の支給要領の案を資料として2ページ、3ページ、4ページで掲載をさせていただきましたけれども、その内容につきましては、概要資料で説明をさせていただきましたので、詳しい説明は割愛させていただきますと思います。

5ページをお開きください。

本町の給付金支給対象者は160人、対象児童は290人を見込んでおります。

支給時期につきましては、一般対象者へは5月下旬の支給を、公務員対象者は5月中旬の申請受付開始を目指し、現在準備を進めています。

関係経費予算につきましては、事務費として、担当職員の超勤手当31万6千円、事務用消耗品としまして9万1千円、郵送料、口座振込手数料で6万3千円、支給システムの導入経費としまして51万7千円、合わせて98万7千円に事業費の対象児童290人分の給付金額290万円の合計388万7千円を経費として見込んでいます。事務費、事業費共に、補助率10分の10で国庫補助金が交付されることとなっております。

次のページをお開き下さい。

最後に給付事務スケジュールについてですけれども、一般対象者につきましては、連休明けの5月8日頃から給付対象者へのお知らせを発送しまして、給付金不要の意思表示期間を5月22日頃までとし、給付不要者をリストから除いた後、5月29日金曜日までに振込通知書の作成、発送、更に振込を完了させる予定としております。

給付金不要の意思表示期間につきましては、国のQ&Aにおいてお知らせ到達から2週間程度と考えるけれども、地域の実情に応じ短縮も可能とされていますが、本町におきましては、国が示しています2週間の期間を設けることとし、22日頃までを予定しているところです。

公務員対象者につきましては、5月11日頃から申請書の受付を開始しまして、申請期間を4ヵ月間として、各月の末日締めで、翌月15日の振込、最終月の9月につきましては25日振込を予定しているところでもございますけれども、今後、財政担当及び金融機関との調整において、若干変更となる可能性もありますことを申し添えさせていただきますと思います。

公務員対象者の申請期間につきましては、4ヵ月から6ヵ月の範囲で市町村が定めることとされており、本町におきましては、対象者が把握可能というところで、最短の4ヵ月間としたいというふうに考えております。

以上、簡単ではございますけれども、子育て世帯への臨時特別給付金についての概要説明とさせていただきます。

齋賀委員長

説明ありがとうございました。

ただいまの説明内容について、委員皆さんから意見がありましたら、挙手をして指名を受けてから発言をしてください。

植村委員

これあくまでも中学生までの受給っていうことになってるんですね。児童手当もらってる中学生までの対象ということで、この臨時特別交付金の目的っていうのは、これ今回のコロナウイルスに関して親御さんの負担が増えたということで。支給されるという臨時交付金ということだと思えるんですけども、高校生等々に関しては対象外ということですね、年齢的に。そのこのところを分けたっていう理由っていうのは、どういう国の考え方なんでしょう。

村上保健福祉課長

対象児童について、児童手当の支給対象の児童の中学生までに、3月末で支給事由が停止期中は消滅した高校1年生もプラスするということの支給対象の児童ということで、高校生2年生、3年生。高校生を外した理由っていうところまで明確に国のほうから通知できている部分はありませんけども、早急給付支給ということをして国のほうで考えたときに、申請行為不要で直ちに支給できる方法としまして、児童手当受給者の児童手当口座、既に把握している口座に、振り込むことが1日でも早い給付ができるだろうという観点から、児童手当対象児童というふうにされたものというふうに認識をしております。

植村委員

そういうことで、区切りをつけたということなんですか。

併せて義務教育という部分を保障したということなんだと思いますけども、もはや今日本の中っていうのは、高校生ぐらいまでがほとんど義務教育化してる状態で、親の負担ということをおっしゃっていただければ、返って高校生らのほうが負担が大きくなってきているんじゃないかなと思うんですよ。そんな中で、やはりその部分を切ったということに関しては、不平等でないかなど。どのぐらいの対象者が日本の中にいるのか、ほぼ繰上げで同数の人たち、昔と違って中卒で一般社会人になるという人たちはそういう状況の中でね、どうしてこういうことになったのかなという気がしたんで、今聞いてみたいんです。

齋賀委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

すいません。ちょっといいですか。

これ2ページが具体的にこの290人、支給対象者にすると第1にそれぞれ3つずつ分けたんですけど、それぞれこれ何人いて290になるんですか。わけたやつがこの5ページに出たやつでいいんですか。

村上保健福祉課長

本町の支給対象児童につきましては、5ページのほうで一般対象者114名、公務員対象者46名ということで、本町の住民登録の中での想定をさせていただいたということですが、一般対象者の中で中学生まで、中学3年生につきましては100名で、3月末で支給事由が消滅した高校1年生につきましては14名ということです。

また、公務員の対象者46名の中には、居住地に申請をするということになっていることから、単身赴任で本町に住所を置いている方もいらっしゃるということで、町外に子どもがいても、受給者が幌延町に単身赴任に来られている方につきましては、幌延町での支給という形になるということから、ある程度の想定数の補正係数を設けてまして46人というふうに見込んだというところであります。

斎賀委員長

わかりました。

すいません、同じ質問なんですけども、3月には幌延町に籍があったんだけど、同じ3月にね、引っ越してしまったほうという方はどういうふうに扱うんですか。3人いるんだよ、幌延にね。

村上保健福祉課長

国のほうからの現在の規定につきましては、基準日を3月31日として設けるということとされていることから、3月31日現在の住所地に対しての申請行為という形になりますので、4月1日以降転出者につきましては、3月31日現在幌延町に住所がある方については幌延町で申請という形に、現在町外に住所があったにしても3月31日現在幌延町に住所があった方については幌延町への申請という形になるということで、その住所変更、転出入された方についても見込んで、この数字を積算したという形です。

斎賀委員長

幌延に3人はいると思いますので、よろしくお願いします。

ほかに委員からありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、この件は388万7千円を、1日も早く動かしたいということで専決処分でも動いてもらってもよろしいですか、委員の皆さん。

(「はい」の声あり)

それではそういうことになりましたので、課長よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、子育て世帯への臨時特別給付金については閉じたいと思います。ありがとうございます。

続きまして住民生活課所管、特別定額給付金について、国民健康保険における傷病手当金について、説明を求めたいと思います。

早坂住民生活課長

それでは住民生活課の方から説明させていただきます。

特別定額給付金事業につきましては、すでに皆さん報道等でご承知のこととは思いますが、その概要について簡単に説明させていただきます。

本給付金の給付対象者は、4月27日時点で住民基本台帳に登録されている全ての方となります。ちなみに現時点で把握できている幌延町における対象者数は資料にはございません

が2,273名、1,247世帯となっております。

給付額は1人10万円で、世帯ごとに取りまとめることとなっており、世帯員人数分を受給権者となる申請者に給付することになります。

申請は、町から郵送される世帯員全員の名前が入った申請書に、申請者の氏名、振込口座等を記載のうえ、同封の返信用封筒で返送していただきます。

なお申請書のひな型は、資料の最終ページにありますので後ほどご確認ください。ただ、発送の利便性から、若干の様式修正を予定しておりますことをご承知おき願います。

申請の際の3密を防止する観点から、申請は郵送またはオンライン、給付は口座振り込みが原則となっておりますが、やむを得ない事情がある場合は、役場窓口での対応も可能となっております。

なお、申請については、本人確認及び振込口座の確認のため、免許証や通帳などの写しが必要となっております。

またオンライン申請につきましては、マイナンバーカードをもっている方が、マイナポータルを使って申請する方法で、本人確認の書類がいらぬことや、申請の郵送を待たずに申請できることなどの利点がありますが、現在、国において全国でこのシステムを利用できるよう改修中であり、早急な運用開始を目指しているとのこと。詳細が分かり次第、告知端末等で周知していきたいと思っております。

以上が給付金事業の概要です。

続いて、本町における給付金支給の流れについてご説明いたします。

現在、町では給付手続きに関し、申請から給付まで一元的に管理する必要性から、管理システムの構築を予定しており、5月連休明けから住民基本台帳データの取り込み作業を行い、5月11日の週には町民の皆さんの元へ申請書を発送する予定となっております。

申請書が届きましたら、申請者、この場合世帯主の方になると思いますが、名前、住所、振込口座情報などを記入していただき、世帯員の欄に誤りがないか確認のうえ、本人確認書類、口座情報確認書類の写しを添付して、同封の返信用封筒で返送していただくこととなります。なお、水道料金や税金の引き落としなどに使用している口座への振り込みを希望する場合は、口座情報確認書類の添付は省略することができます。

申請書が返送されてきましたら、当課で内容確認のうえ、それぞれの指定口座に対し、5月末に1回目の給付を行う予定としています。その後につきましては、おおむね1週間おき程度で随時給付を実施していく予定です。

なお、申請期間ですが、申請受付開始した日から3ヵ月以内となっておりますので、申請忘れのないよう注意を促していきたいと思っております。

最後に、資料にはありませんが、本事業に関する予算規模について簡単に説明させていただきます。

特別定額給付金事業費といたしまして2億2,900万円。その他、職員の超勤手当等、人件費相当額や管理システム構築経費、申請書類発送経費などの事務費分として計466万3千円を予定しております。これらの経費に関しましては全額国庫補助金として補填されることとなります。

以上が、幌延町における給付の流れとなっておりますが、国の緊急事態宣言の下、外出自粛や、全国各地のあらゆる現場で感染防止に取り組んでいる方々への敬意と感謝の気持ち、

みんなで連携して国難を克服するという趣旨を鑑み、迅速な家計への支援を行うため努力してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、資料2ページ以降には国から示されました本事業に関する概要を添付しておりますので、参考までにご覧いただければと思います。

以上で、特別定額給付金についての説明を終わります。

齋賀委員長

ありがとうございます。

ただいまの特別定額給付金について、委員からの質問意見を伺いたいと思います。挙手をして指名を受けてから発言してください。

西澤委員

高齢者の方なんかはオンラインではやらないと思いますんで、郵送のほうになるかと思うんですけども、本人確認とかの書類をコピーして郵送しなきゃならないというところで、その辺のサポートをどのように考えているのか。

早坂住民生活課長

確かに委員おっしゃるとおりですね、写しをつけるということに関しましては、かなりハードルが高いと言いましょうか、そういったことは担当のほうでも考えております。

基本的に写しを添付できない場合につきましては、窓口に来ていただいた上で、本人確認をさせていただくというのが一つの原則という形にはなっておりますけども、ちょっと今これはまだ確定ではないんですが、うちの町の場合告知端末機があります。テレビ電話等を利用した何か本人確認ですとか、あと口座番号の確認というのができないのかどうかということ、今国に対してちょっと今聞いているような状況となっておりますので、もしそれが利用できるとなれば、添付書類を付けなくて出していただいた上で、こちらのほうからお電話で確認をさせていただき、交付に至るといようなことがスムーズなのかというふうには、担当では考えているところです。

西澤委員

そのようにできればいいかなと思います。

あと、もう一つ1点が詐欺ですよ。ここに係る詐欺行為が行われるんじゃないかということで、1点告知端末機を使って本人確認ができればその辺の解消にもなるかなと思いますんで、そこができればいいかなと思います。

できなかった場合、本人確認をするためのそれを装って、訪問して、コピーしてあげるとか何とかと言いながら、実はっていう詐欺とかも出てくるかと思えますんで、その辺の詐欺対策についてはどのように考えているのか。

早坂住民生活課長

既に今月号ののでしょうか、広報誌の中にもですね、そういった旨スケジュール感ですとか、また、こういった詐欺に関してはお気をつけてくださいというようなことで示させていただいておりますが、今後もですね、告知端末等も使いながら当然そのあたりはですね、きちんと周知をしていきたいというふう考えております。

やはり先ほど来お話ししておりますが、告知端末という便利なツールがうちの町ではありますので、これをいかに有効に利用していくかということは一応重要なところなのかなということで担当者考えておりますので、その辺ご理解いただきたいというふうに思います。

西澤委員

実はもう問い合わせ等といたしますか、どうしたらいいのどうなるのっていうような話、この申請手続に関しては相談とかも受けては実はいまして、今言ったように、例えば告知端末が使えていってというような話がいつごろ決定するのか、今相談されてもじゃ、こういう流れだけど、実は告知端末機で本人確認ができるかもしれませんって、今の状態ではそういうかもしれませんというような形で、ご案内をする形になると思うんですけど、それが実際できるかどうか、できるようになったときに、お知らせはお知らせする一方を、直接こう町民の方に言われたときに、いつごろまでにその辺がはっきりするかどうかというのはなかなか難しいでしょうけど、こちらも問い合わせ等があるので、住民課に聞いてくださいっていうことであればそれはそれでいいんでしょうけど、答えがきちんと決まっているのであれば、きちんとその方にお知らせしたりとかできますんで、その辺の町民の方に知らせるスケジュールと、どうなんでしょうね、一緒にできるのか。それとも時差があって告知端末機で実ではできるようになりましたになるのかで、かなり変わってくると思うのでその辺はどうですか。

早坂住民生活課長

今こちらのほうはですね、国に対して問い合わせをしているというような状況でありますので、実際国のほうもですね、かなり混乱しているといいたまいますか。かなり、そういった状況でもありますので、なかなかちょっといつまでという話はできはしないんですけども、できればですね、通知の中に合わせて、次の申請書の中にですね、通知を入れたいということは今のところは担当者としては考えてます。それが1番スムーズなのかなど。もしできなくてもですね、その中でこういった方法がちょっと今検討されているというようなところを告知できれば、その後その告知端末機等でお知らせですとか、随時お知らせしていきたいというふうには考えておりますけども、なかなかちょっとやっぱりですね、GOサインが出るかというのは不明な部分が多いので、後は臨機応変に担当者としては考えていきたいなというふうに考えてます。

齋賀委員長

ほかに委員ありませんか。

植村委員

確認なんですけども、この事業は日本国籍を有しなくても日本に住んでる人間であれば、給付の対象になるということで、恐らくうちの町にも、結構な人数の方がいると思うんですけども、その考え方で間違いないんでしょうか。

早坂住民生活課長

委員おっしゃられたとおりですね、住民基本台帳に登録のある方につきましては、全て対象となりますので、外国人であろうが、住基登録あれば対象になるということでご理解いただきたいと思います。

齋賀委員長

ほかに。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、これも先に専決処分して、ただいまの特別定額給付金いろいろ経費とかかかりますので、ここで委員会の皆さんの了承を得まして、1日も早く町民の皆さんに給付金が渡るように、仕事を進めてもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは委員会です承しましたので、後手続きのほうよろしくお願ひしたいと思います。
以上もちまして特別定額給付金については閉じたいと思います。

続いてどうぞ。

早坂住民生活課長

それでは住民生活課から国民健康保険における傷病手当金について説明させていただきます。

現在、世界的に広がっている新型コロナウイルス感染症ですが、感染拡大防止のためには、人との接触を避けることが重要であるとされています。

このことから、仕事をしている方が休みやすい環境を整え、他者との接触を避けることにより、感染拡大の防止を図れるように、国民健康保険において、傷病手当金を支給するための制度設計を検討してきたところであり、条例整備を次期本議会において予定しているところでもあります。

なお、本手当金については、国が定める基準を支給要件とした場合には、支給額の全額を国が補填することとされており、本町における支給要件は国の基準に則した内容にしたいと考えております。

次に制度の概要ですが、本手当金は、疾病や負傷により業務につくことができない場合の生活保障として支給するものであり、給付実施の有無や給付内容は、保険者が条例等により決定するものとなっています。

今回の条例整備では、他の保険者と足並みを揃えるべく、新型コロナウイルス感染症に限定した傷病手当金制度にしたいと考えております。

次に対象者ですが、本町の国民健康保険の被保険者であり、給与収入がある方で、かつ新型コロナウイルス感染症に感染した方または感染が疑われた方とされており、なお、給与収入については専従者給与も含まれます。

支給要件は、先ほど申しあげました対象者が、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間とされており、

図で示しておりますが、労務に服することができなくなった日から起算して3日というのは、あくまでも連続する3日であるため、パターン3のようにトータルで5日間休んでいても支給対象とはなりません。

また本制度は、休業している期間について生活保障を行う制度のため、給与が支払われている間は、本手当金は支給されません。ただし、給与の支払いがあっても、本手当金の額より少ない場合は、その差額が支給されることになります。

次に本手当金の支給額ですが、直近3ヵ月の給与収入合計額を、就労日数で割った額の3分の2が1日当たりの支給額となります。例えば、月額12万円、月20日勤務の方ですと、12万円×3ヵ月÷3ヶ月分の就労日数60日で平均日額6千円。その3分の2ですので1日当たり4千円が手当されることとなります。

次に本手当金の適用期間ですが、令和2年1月1日に遡及して適用することとし、令和2年9月30日までとする予定です。ただし、入院が継続するなどの事由により休業期間が長引く場合については、最長1年6か月まで対象となります。

なお、本適用期間は今後の状況により延長する可能性がありますのでご理解いただければ

と思います。

最後に、本手当金につきましては、国民健康保険のみならず、後期高齢者医療保険においても同様の制度がすでに施行されております。

委員ご承知のとおり、後期高齢者医療保険は北海道広域連合において運営されておりますので、当町において制度を改正する必要はありませんが、幌延町が行う事務において「傷病手当金支給に係る申請の受付」項目を追加する必要があるため、次期本議会に後期高齢者医療に関する条例の一部改正案を上げさせていただきたいと考えておりますので、併せてご承知おきいただければと思います。

なお、本改正に関しまして特段補正等を予定しているものではなく、需要が発生した場合には、予備費等で随時対応していきたいというふうに考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上、国民健康保険における傷病手当金についての説明を終わります。

斎賀委員長

ありがとうございました。

国民健康保険における疾病手当金について、委員から意見を求めたいと思います。

（「ありません」の声あり）

ではないようですので、以上をもちまして、国民健康保険における指定手当金については閉じたいと思います。

ありがとうございました。

それでは企画政策課所管、幌延町特定業種経営持続化緊急支援給付金についての説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

それでは私の方から飲食宿泊業を対象とした特定業種の営持続化緊急支援給付金についてご説明させていただきます。

この度の新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、幌延町においても、不要不急の外出は勿論の事、歓送迎会等の宴会、イベント実施の自粛や中止、町外からの出張宿泊のキャンセルが相次ぐなど、その影響は大きくですね、地元経済におきましては、特に飲食業、宿泊業において、令和2年3月期の売上の減少が著しく落ち込んでおりまして、4月28日には、幌延町商工会からこの2業種に対する緊急支援等について要請をいただいております。

依然として収束の目途は立たず、このまま消費停滞の長期化が続くとですね、営業の継続が困難な事業者が出かねない苦しい状況に対処するために、特に影響の大きかった町内飲食業及び宿泊業を営む者に対して、経営の持続に資することを目的に、町独自の緊急支援策として、この2業種に対し、交付限度額を70万円とした給付金事業を実施しようとするものです。

また、この給付金事業にあわせまして、地域の消費意欲減退への対策として、現行のプレミアム商品券発行事業を特に影響が大きい飲食業への消費誘導を目的としまして、飲食店専用券を新たに加え、かつ、プレミアム率を現行の20%から50%に引き上げた事業内容に組換え、消費喚起を目的とした緊急経済対策商品券発行事業として実施を考えております。

説明につきましては、A4横の2枚の資料に基づいてさせていただきたいと思います。まずは1枚目の資料をご覧ください。

それでは事業の概要について説明いたします。

給付の対象につきましては、幌延町内で飲食業又は宿泊業を営む法人、個人事業者で、申請の期限につきましては、令和2年6月30日火曜日としております。

給付額につきましては、見舞金相当額と経営持続化支援相当額で構成しておりまして、見舞金相当額については、幌延町商工会会員又は会員登録を予定されている者に対してまして、一律20万円、非会員につきましては5万円給付致します。飲食と宿泊業両業種に該当する者に対しての重複給付はしないということとしております。

次に経営持続化支援相当額につきましては、平成31年3月期の売上額から、令和2年3月期の売上額を差し引いた額に、係数0.6を乗じて得た額としております。この交付限度額は50万円としております。

なお、3月期の算定により、給付金額が上限50万円に達しない場合は、追加申請を可能とし、その際は平成31年4月期の売上額から、令和2年4月期の売上額を差し引いた額に係数を乗じて得た額を給付致します。

この他、平成31年4月以降に開業した事業者につきましては、令和元年12月期から令和2年2月期までの平均売上額を基準と設けまして、これから令和2年3月期の売上額を差し引いた額を基準として、算定致します。

なお、係数の0.6につきましては、町内の対象事業種における平成31年3月と令和2年3月の減収率を統計値として使っております。この係数を用いることで、事業規模による不均衡の調整を図るというものでございます。

その下に枠で囲っておりますけども、計算例ということで記載しております。簡単にご説明いたしますと、商工会会員さんを対象としておりまして、31年3月の売上げが110万円、令和2年3月の売上げが60万円と。この方の場合は、まず見舞金相当額の10万円は支給されます。経営持続化支援相当額については先ほど申し上げた31年3月の110万円の売上げからの令和2年3月の60万円の売上げを差し引いたものに係数を掛けて30万。この方については限度額50万円に達していないため、引き続き31年4月と令和2年の売り上げの差したものを給付の対象とするというようなことで、この例では4月の売り上げを31年について120万円、令和2年4月50万円ということで、追加で20万円、限度額は50万円となりますので、この例につきましては3月期で30万円、4月期の算定で、交付限度額に達する20万円を支給すると。合計見舞金と合わせまして70万円の支給っていうような形しております。

申請方法につきましては、申請書に売上額等の確認出来る証拠書類を添付し、幌延町商工会へ提出していただくこととなります。

幌延町商工会が申請内容を確認し、書類に不備がなければ、直ちに申請者に対して給付金を給付する流れとなっております。その事業に係る費用については、町が全額商工会へ事業運営補助金として支出するという事で対象事業者さんへの給付の加速化を図るものです。

また申請に関しましては、3月期、4月期それぞれ若しくはもう既に4月の決算が出てるところであれば、通算してできるというような形を取りたいと思っております。

本事業に係る予算規模です。対象事業者は、16社ございます。内訳は、飲食業が12件、宿泊業が4件ということで、この中で両業種に該当する事業者は3件ということなので、最

大の給付金を想定して、1,060万円の予算を新たに補正であげさせていただくことを考えています。

以上が、特定業種経営持続化緊急支援給付金事業の概要説明です。

続きまして、2枚目の消費喚起に係る商品券発行事業について、続けて説明させていただきます。

商品券発行額につきましては、総額1,650万円、1冊1万円で1,100セットを販売することを想定しています。購入限度額を一世帯当たり2万円までとしており、プレミアムを含めると3万円の券があたるという形になっています。

プレミアム率につきましては、50%と設定しております。その内訳としては、加盟店共通券分20%、飲食店専用券分30%としています。

商品券のイメージは、お配りした資料に記載しておりますが、1冊1万円で1万5千円分の商品券ということで、500円券の30枚綴りにしております。その内訳は、プレミアム率が20%ということで、加盟店共通券を4枚つけたものが24枚プラス飲食店専用券を6枚というような1冊の構成になっております。

販売方法については、購入者の密集を避けるということと、広くて換気が可能な場所を会場ということを検討しております。

また、申請書を兼ねた告知チラシを作成し、受付時間の短縮を図る等の対策も講じようと考えております。

販売日につきましては、令和2年5月下旬と書いておりますけれども、今後の休業要請など感染拡大の状況に応じ、後ろだしの方を考えたいと思います。こちらについては、事業を実施する商工会と協議しながら設定したいと考えております。

商品券の有効期限ですけれども、短期間で事業効果を発揮させるため、発売日から4ヵ月というような短い期間にセットしております。

最後に、本事業に係る予算規模でございます。

現行予算事業で「幌延町商工会地域振興事業」ということで、プレミアム商品券事業あげておりますけど、この予算額566万円を組換えて本事業を実施したいと考えております。

最後に本事業の実施に合わせ、商工会を中心に仕出し、テイクアウトメニューの充実を図りながら、経営継続支援及び町内の消費底上げを図っていきたいと考えています。

以上、説明いたします。

斎賀委員長

説明ありがとうございました。

まず、1つずついいですか。1枚目の特定業種の経営持続強化支援給付金事業について、委員からの意見を伺いたいと思います。

植村委員

大変良い対策だなと思うんですけども、このコロナウイルスに関して、飲食店、宿泊業以外の業者で影響を受けている業種は、ないということよろしいでしょうか。

角山企画政策課長

こちらにつきましては、商工会さんのほうにも確認させていただいたんですけども、特にこの2業種が、3月期の影響が大きかったということで、また休業も絡んできますので、経営継続が困難な状況に陥る可能性があるという、この2業者に関してお話をいただいたので、

特定業種ということで、今回の給付金事業を設定させていただいています。

植村委員

商工会のほうから、指摘があったということですから、そういう形になったんでないかなと思うんですけども、幌延でこの業種で商工会に加入されてない方というのは、現在いるのか、いないのか。

角山企画政策課長

この申請対象の業種でということでしょうか。

(「はい」の声)

非会員の方も、商工会員でない方もいらっしゃいます。

植村委員

ということは、見舞金相当額にしても、経営支援相当額にしても、この経営支援相当額に関しては、非会員の方は当たらないと、対象にならないということなんでしょうか。

角山企画政策課長

見舞金は、非会員の方が5万円です。

経営持続化支援相当額につきましても、証拠書類を提出いただければ、そこは。

植村委員

対象になるということですか商工会員以外でも。経営支援に関しても。

角山企画政策課長

はい、そこは差を設けておりません。

あくまでも、この事業の主旨っていうのが、経営持続化を緊急的に支援しようという内容のものでございますので、そういうな措置にしております。

植村委員

以前から、この商工会の会員、非会員という形で、問題というか、話題になってると思うんですけども、商工会に加入されてない方がいるということを実際確認させてもらったんですけども、なぜ、この町で営業経営をしながら商工会に加入されないのか。何か承知してることはあるんでしょう。

角山企画政策課長

詳細については、把握しておりませんが、商工会さんとしても、会員を増やす努力はされておると聞いておりますので、その中での判断なのかなと。

あと、非会員というのは、新規の方も実はその中に入っておりますので、今後、会員になる方も可能性としてはあるということ承知いただければと思います。

植村委員

こういう、支援っていうのは、今までもそんなになかったし、今後も、そう簡単になんてないと思うんですけども、こういう機会をとらえてね。どういう理由はあるって、どうなってるのか、私たちもちょっと明細がわかりませんが、商工会と一緒に、店が商工会に加入して活動してくれるような指導っちゃうか、そういうことは考えてないんですか。

せっかく小さい町で、少ない業者の方が、経営をされてるということを鑑みても、やはりそこは、担当課としても、職場へ行って骨を折って、当たってみるということも必要ではないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

角山企画政策課長

商工業者さん向けの支援制度っていうのは、またほかにもあるので、そちらについても、商工会員または予定するものっていうことで、対象にしておりますので、そこは、町の制度を使える状態により多くの人になっていただければというのは、ご指摘のとおりだと思いますので、そこは、商工会さんと打ち合わせながらやりたいと思います。

植村委員

余計なお世話かもしれんけども、やはりね、こういう小さい町で経営をしてるということを考えてみますと、この機会に商工会に加入して、一緒になって頑張っていたきたいというふうに1町民としてもね、思いますので、この機会ですから。ぜひ努力してもらいたいというふうに思います。

非会員と会員の見舞金相当でも20万とか5万というこの数字の差っていうのは、私はちょっと大き過ぎると思います。20万と10万ぐらいだったらまだ、ですけども。5万という数字を見るとやはり、そこは、満度に、支援するということを見ると、先ほどから言ってる努力をして、加入予定者になっていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

西澤委員

私も今、植村委員が言ったところの商工会員と非会員についてなんですけれども、幌延町で事業を展開する上で、商工会に必ずしも入らなければならないということはないというふうに思っていますので、今回、先ほどの課長からの話でも、この特定業種が大変だと、経営持続化をしていただくための給付金っていうことであれば、この商工会員か会員でないかっていう差を設けるべきではないのではないかなっていうのが一つ。

例えば、これを、商工会員か非会員ではなくて、例えば、幌延町に住所を有する者とかっていうふうに分けるのか、もしくは、幌延町に納税をしているものっていうふうに分けるのかだと、まだわかりますけども、商工会に入ってるか入ってないかっちゃうのは、別に強制でも何でもないので、そこは、この区分けの仕方はちょっと、違うかなというふうに思っています。

野々村町長

この問題については、商工会さんからこの要請があって、早く、高齢者の経営者が多い中で、これだけ持続していくときには、大変な今のダメージがでかいということで、やっぱり商工会中心として、どのような対策をやっていたらいいかというのを担当と一生懸命協議をしていただいたというところがあります。

どういう形で、どういう経緯でこういうふうに、商工会に、別に強制に入らなきゃなんないとか強制に入るとかっていう、そういうものではなくて、なぜこういうことに入らないから入るかっていうこと自体も、いろんなことの要素が、何かあるんだろうと我々は、そのところまで知り得ませんけれども、なかなかその会員、非会員っていうこと自体には難しいところがあるのかなと思っています。

ただどちらにしても、商工会全般として、今までも、プレミアムについても、どんな形でも、商工会員のところで、全てそういう形をつけさせてきていただいたということで、組織全体、経済団体としてしっかりするところはしっかりしていく。だけれども、先ほど言ったところと同じように、この額は別として、会員と非会員っていうのが、ある程度、会員になってくれば、こういう手厚いことも起きるよねという誘導策の一つにもなるのかというこ

とと、それから、それぞれ、経済効果の中でやっぱり商業、仲良く皆さんが、今の形のままで少しでも継続的にやっぱりやっていただくために、どういう形の金を出せばいいかということで、先ほども説明したとおり、持続の部分だけは、きちんとした提出書類があれば、ちゃんと加味しますよということで、きちんとそこをフォローするというようにしているということでもあります。

まだ、商工会とも、この非会員の部分とか、そういう形で、内訳を細かく聞きながら、どうするかということを決めてはいきたいと思っておりますけども、今のところ、こういう区分けで、事業を見ていただくということで、支援金の部分だけの差が大きいということであれば、その調整をしなければならぬのかもしれないかもしれませんが、うしろの経営持続化の部分っていうのは、以降に、書類だけ提出して申請をしていただくということで、お手伝いをできるのかというふうに、そう考えてます。

西澤委員

この見舞金相当額に関しては、多分、結局行政がやることなので、商工会が窓口になって、手続等いろいろやったりするのもかもしれませんが、行政のやることなので、この商工会員か会員かで区別するのが、そこに公平性とか何ていうんでしょう、商工会員だから20万円ですよ、非会員だから5万円ですよっていうふうにはならないと思います。

その立場的に、行政がやることに関しては、ここは見舞金なんだから、同一にするのかそれとも、新たな区分けをするのか、商工会委員か会員ではないかではなくて、違う区分けにしないと。行政がやることに対して、商工会員だからっていう話こそ、公平性が保てないんじゃないかなと。

野々村町長

行政から補助金は出すんですけども、やる事業としては商工会。

商工会に我々行政が補助金を出して、商工会が商工会活性化のために、継続持続をしていただくという形を今、こちらはしてるというふうな形なっています。

ですから、行政が一般的に全般的に張りつけるという見舞金制度ではないということで、商工会支援の事業の一つだというふうに、ちょっと大きく捉えてもらったらいかなという気がしますけども、そういう議論がありましたら、それぞれまだまだここで、こうだと決める要素はないんですけど、商工会の皆さんではこの飲食業のところが、本当に大きなダメージをくらってるんで、急ぎの用事で、パタパタとこういう形を取り込んできましたし、商工会支援事業の一つとして、我々は捉えているというふうにとってもらえればいいかなと思っております。

これが経済ですから、どっちにしても、その収入に我々は見舞いする、あれを支援をするということには、それぞれ農家も、商工業事業やってる方も皆そうですけどもそういうことになる。だから、経済団体に支援をしながら、経済団体でどうそれをやるかということが大きな違いがあるのかと私は感じてますけど。

西澤委員

商工会のやる事業なのでっていうのは、そうなんだろうし、この(2)番の経営持続化に関しても、商工会員でなくても、商工会が証拠書類を持ってきた場合は、手続をしてあげなきゃならないっていうことになると思います。

そういう私も商工会の会員なので、そこは、商工会に入っていたきたいなとは思っています

けども、この飲食宿泊業で、商工会に入っていないところでも皆さん検討つくので、その検討つくところを、除外しているのか区別しているのかっていう話にどうしても、会員か非会員かでは、どうしてもそこが見えてしまうので、ここは金額同じにするのか、別で区分けするのかにしないと。

行政がやっていることじゃないですか。行政がやることっていうか、事業を商工会に投げているけど、行政のお金なので、そこは、もうちょっと公正性を持ったほうが公平性を持ったほうがいいのかと思います。

角山企画政策課長

そのお話に関しましては、ここの事業の目的として、表立っては書いておりませんが、基本的に商工会さんを経由している事業については、会員を増やすっていう目的も、ほかの事業に関しても持っています。非会員、こちらについても予定をするものという形で、そこは拾っております。

例えば、この事業のほかにも、経営力向上支援金につきましても、それにより会員になられた方もいます。今ここで、非会員の方を排除するという意味合いではなくて、こういった事業を通じて会員が増えていければという思いもありますので、そこは考え方としては、そういう視点でこの金額を設けているというふうにご理解いただければと思います。

申請も6月30日までですので、その間に、先ほど申し上げましたけれども、既存の人と新規の方もありますから、そういった方を拾えるようにというきっかけになればというのも、資料には書いておりませんが、意味合いがございますのでご理解ください。

西澤委員

私も商工会の理事なので、そこは理解はする一方を、この新型コロナウイルス感染症緊急対策で、この特定業種に経営持続化の緊急支援給付金を給付しますよ、その見舞金ですよって言ったときに、商工会員か非会員っていうのは、公平性を欠くと思うので、そこは見舞金として一律に出すのか、この商工会員か非会員の区分けは、変えたほうが良いと思います。

斎賀委員長

ここで、休憩をとりたいと思います。

(11時05分 休憩)

(11時31分 開議)

斎賀委員長

休憩を解いて会議を再開します。

幌延町朝新型コロナウイルス感染者緊急対策については、まちづくり常任委員の意見をまとめて、午前中の会議はこれで閉じて、お昼1時半ごろをめどに開会したいと思いますので、職員の皆さんもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1度、午前中のまちづくり常任委員会で閉じたいと思います。

休憩に入ります。委員はそのまま残ってください。

(11時32分 休憩)

(町長以下担当課説明員退室)

(11時34分 開議)

それでは会議再開します。

主新型コロナウイルス感染緊急対策の特定業種支援金の話なんですけども、先ほど町長か

らお話があったように、4月28日に商工会から町に協力要請のお話があったと。それにプラス、担当からいろいろ話をして、プラスですね。いろんな面でプラスしてこのような給付額、申請期限、申請方法を考えたということなんですけど、一つずつやっていきますね。

この目的、特定業種、飲食宿泊業経営持続緊急支援給付金事業の理由ですね。上3行「新型コロナウイルスに感染に伴い、給付金を給付する。」これはよろしいですか、皆さん。

(「はい」の声あり)

ここでね。こういう理由であるんだったら、運送業も入るんじゃないかと私は思うんですけど。

西澤委員

それは、また別なんです。緊急にやってほしいのは、ここなんです。

斎賀委員長

緊急で。それでは、これでいいんですね。わかりました。

給付対象は法人、個人、幌延町内で飲食業または宿泊業を営む者、これもいいですね。

申請方法は、これからだな。

申請期限は6月30日まで、緊急だからこれ良いですね。

給付額ですね。見舞金相当額を、商工会員20万円非会員10万円。

西澤委員

その前に、商工会員なのか非会員なのかを分けるのかっていうところで、給付対象者の業種はいいんですけど、給付額のところに、給付対象者では、幌延町内の飲食業または宿泊業を営む者ってなっているはずなのに、見舞金相当額のところに、商工会員が幾らで、非会員が幾らでと出てくる訳です。そこから。

高橋委員

かっこ町内業者って入れればいいんだ。

斎賀委員長

西澤委員としては、どのようにすればよいのですか。

西澤委員

だからそこは、行政のやることなので、そこは、良いんだけど、何がどういふふうの問題があるのかが見えないんです。

幌延町に住民票を有するものにしたときに、そこはずれちゃうでしょって言ってたでしょ。

藤田議会事務局長

住民票持ってこないで、事業やってる人がいるっていうことを言いたいのだと思う。

西澤委員

そこはいいですよ別に。いてもいいんですよ。いても良くて、幌延町に住んでいる人たちがそこにお客さんとして行っているわけだし、夜の街の活性化になっているわけです。だから、それはいいんです。住民票を持って来てようがどうかはいいんです。

だけど、何で見舞金のところで、商工会員で幾ら非会員で幾らっていうこの商工会員の縛りをつけてくるのが、どうして、そういう縛りなるのかがわからないんです。

藤田議会事務局長

だから、副議長はね、幌延町内で事業を実施している業者に等しく配ればいってこと言っているんですか。

西澤委員

見舞金でこのように出すなら、等しく20万円を出せばいいし、もし縛りをつけたいなら商工会員とか非会員で縛りつけるんじゃないかと、もうちょっと厳格な縛りをつけたほうが、商工会には、必ずしも入る必要のないものです。入る必要のないものに対して、こういう緊急時のときの見舞金とかに、差を設けるのかって話になっちゃうじゃないですか。

斎賀委員長

だとすれば、どうすればいいのかっていうことですが。

西澤委員

給付対象者のところに、幌延町に住民票を有する者って入れるのか、それがだめっていうのであれば、この見舞金は一律20万円なら20万円をだしたほうがいいです。

差をつけるべきではないです。

だって、給付対象者が、幌延町内で飲食業と宿泊業を営んでいる人なんでしょう。そこに縛りがないんだから、縛りがないのであれば、別に対象者に見舞金20万円あげるといい。

商工会員、非会員で差をつけるべきではないでしょう。

藤田議会事務局長

要は給付対象者に全て等しく20万円出すべきだということですね。

西澤委員

それが問題があるのであれば、きちんと、商工会員か会員じゃないかじゃなくて、もうちょっと厳格な縛りをつけたほうが良いですよ。

斎賀委員長

厳格な縛りが住所あるかないかだよ。

西澤委員

どっちかと思ってます。

斎賀委員長

どうでしょうか。

西澤委員

例えば住民を有する者ってしたときには、(1) (2) が受けられない人がいますよって話をしたんですよ。

植村委員

町の規定からいったら、町外は対象外になる。

高橋委員

ということは、非会員を消して、ここを違う名前に変えて、こういう対象者は5万円だよと、それをこの給付対象者の欄にここに明確にいればいしょ。営業年数が1年未満の者とか。

植村委員

それは必要ない。

今回の緊急対策でやるんだから。ここで、経営年数が何年だから良いとか悪いとかという話にはならないでしょう。

高橋委員

だけど、さっき町長が言ってたけど、税金を納めてないときに、そこに見舞金とって

20万円やって良いものだろうかという、これは、平等に反するんじゃないか。ちゃんと税金を納めている人と納めてない人では。

藤田議会事務局長

ただ、そこを言ってしまうと、今回のこういう給付金支援金の対象者に滞納がない方って入っちゃいますよね。それを言っちゃうと。

植村委員

今回の支援だけは、従来の厳格な括りではなくて、大変なんだから、見舞金って形で出すんだからね。

西澤委員

だけど、そこは、住民票もないし、納税もしてないしというところに、という話になれば、例えば、知っている人は、逆に、そこに町の税金を入れたのかという話にもなるんですよ。

こういう時だから支援、支援ってというのは、確かにそうだけど、そういう所にお金入れたのかという話になるんですよ。

植村委員

そこまで、差別をしなければならぬ事業なのかなあというふうに私は思う。

商工会の言い分は聞いているけど、当事者の言い分も聞いている。

売り言葉に買い言葉みたいなのところも結構あって、入りませんという形になったみたいなんだけども。

それでさっき、冒頭に言ったのは、役場の担当者が商工会の中に入ってなるべく商工会に入って、この事業の恩恵を受けるようなところに話を持っていけないのか。そういう取り組みできないのか、という話をしたのがそこなんです。

西澤委員

でも、この給付対象者のところに、幌延町内で飲食業または宿泊業を営む者で、幌延町に住民票を有する者ってというのは、別におかしくはないんじゃないですか。

高橋委員

幌延町内にそういう人いるんだべか。

藤田議会事務局長

本来、それって住民基本台帳法の考え方に反するところだからね。

西澤委員

例えば幌延町で、飲食業をやるに、営業許可って、ここで貰っているはずだって言っていたんですよ。自分が議論した人は、だから、営業許可を持っている人っていうふうにすれば、別にいいんじゃない話もしていたんだけど。

植村委員

さっき副町長は町で出していないと言っていた。

西澤委員

町で出すわけではないんですよ。保健所でですんです。

斎賀委員長

そんなことなら、店出せないのでは。

藤田議会事務局長

町が営業許可を出してないっていう意味で言っていたでしょ。

飲食店をやるっていう評価は必要だよ。保健所への。それは、町が出す営業許可ではないから。

西澤委員

俺が言っているのはそういう意味じゃなかったから。

藤田議会事務局長

だからそこはね、ちょっと、食い違いがあるんだと思います。

西澤委員

それでさっき何ですか。

局長がうーんって言ってましたよね。住民票を有する者って言ったときに、ちょっと何か問題ですか。

藤田議会事務局長

本来、幌延町内で事業やって、生活の拠点がここにあるのであれば、法的には住民票を持ってこなければならぬんです。そこをあえて条件に載せるっていうことは、逆に言うと、そういう人いるんですか。

この事業をやるときに、本来は、住民基本台帳法で定められてことをやっていないということは、本来、法の考え方に反することですからね。

西澤委員

行政がそれを知っていて知らないふりしてたら、何か処罰の対象になるんでしょうか。

藤田議会事務局長

いや、罰則がないから。でも、行政がそのような事実を確認して、知らないふりにはなりません。

町にしてみれば、住民登録をしてもらわなければだめなんです。

本当にわかりやすいのは、住民票だとか何とかっていうことではなくて、今回は、給付対象者が幌延町内で、飲食だとか、宿泊業を有する者ってしてるんだから、その人たちには、全て出すか、それとも、商工会って言っているのは、政策的に、商工会に入ってもらうための誘導施策として、差をつける意味はそれで出てくると思います。

ただ、あとは、植村議員が言っていた、それにしても差をつけるにしても、5万円と20万円ではひどいんじゃないか。せめて半分じゃないって言っていることですよ。

だから、この場で決めなきゃなんないことっていうことはそういうことだと思います。

住民票云々かんぬんということではなくて、額をどうするのか。商工会員になっているのかなっていないのかということ、町としても商工会としても、メリットっていうのは、要は、町が設けているいろいろな商工業の助成制度は、幌延町商工会に加入しているか、加入する予定の人を対象としているわけです。

それで、商工会員になってもらおうってことが前提で、そこが町としての企業誘致をするための優遇措置っていう考え方だから、今回こうやって差をつけること自体は、今までのいろいろな商工業者の業務に対する支援金の考え方からいったら、全然ずれてはいないんです。

だから、後は差をつけるか差をつけないかっていう話と、額の問題だけの2点だから、今回は、まちづくり常任委員会としては、どうしますかっていうことです。

要は、まず商工会員か会員じゃないかによって、差をつけるべきかつかないべきかっていうのを整理するのと額をどうするかそれだけです。

高橋委員

幌延町内の商工会員または入会予定者で、飲食または宿泊業を営む者。

藤田議会事務局長

それはいいよって言ってましたよね。

高橋委員

会員を増やすのが目的だと言ってたら、予定者。そして、非会員のところを削ってしまっ
て、ここを、入会予定者にして、それを、10万円にするか5万円にするかを決めればいい
んじゃない。

西澤委員

入会予定者は20万円になっていますよ。

植村委員

ところでね、申請はね個人の申し込みだよね。

藤田議会事務局長

商工会を通してやるんじゃないですか。

植村委員

商工会があとばらまくの。

斎賀委員長

いやいや違うわ。申請書あるんだもの。

植村委員

個人で申請だよね。

藤田議会事務局長

どこから給付するのか仕組みはわかりませんが、町が直接給付するか、もしかしたら、商工
会を通してやるか。

西澤委員

それは商工会です。

植村委員

この対象者は、今言った趣旨からいって、なるべく商工会に入ってもらいたいと正規の会
員になってもらいたいという意味を含めているのであれば、非会員ではなくて、会員予定者で
いいんじゃない。

藤田議会事務局長

だとすれば、会員予定者も20万円でもいいんですよ。非会員を設けないということなんで
すよ。そうであれば。会員または会員予定者は20万円って言ってましたから。

植村委員

非会員を抜いちゃって、どうしても私は商工会に入りませんというんだったら、20万円
も受け取られないということかい。

藤田議会事務局長

ということは、ゼロということです。だから、非会員には渡さない。

議会としては、そうすべきっていうことになりますね。

西澤委員

いいんじゃないですか、それが。

会員か非会員ではなくて、

高橋委員

それで良い。それが一番。

もしそれが今言っている3つの事業者のうちで、私は商工会に入る予定はありませんって断られたら、それでいい。

西澤委員

商工会員及び会員予定者に20万円を支援。

高橋委員

町内在住に商工会員または商工会入会予定者で飲食業又は宿泊業を営む者として、見舞金20万円それでいいよ。ただし、入会の意思がないものは非該当とする。

植村委員

申請する意思がない人には、支給できません。

藤田議会事務局長

そうすると、支援金のほうあるじゃないですか、経営持続化支援金のほうはいいんですか。

西澤委員

全部対象ですもんね。関係ないですもの。商工会の会員であるとか。

藤田議会事務局長

じゃあどうして、見舞金が商工会員だけで、経営持続化交付金が全事業者なの。

高橋委員

新しい業者は前年度対比がないから、持続化給付金の対象外になっちゃうから。前年度がないんだから。さっき言っていた3社のうち、1社しかないんだ該当するところは。新しいところは、今年の3月あっても、去年の3月はないから。比較するものないから。対比ならないんだ。

藤田議会事務局長

じゃあ、整理すると。

斎賀委員長

給付対象者のところを、まず一つ加えるんですね。

幌延町で飲食業または宿泊業を営む者。ただし、商工会員または商工会員に入会予定者ですね。

見舞金相当額で、商工会員20万円。

植村委員

非会員も。

西澤委員

違う違う。そうすると、局長が言った様に、(2)がどうしますかという話になっちゃうわけです。

ここは、給付額の(1)の見舞金相当額に、今の文言を入れないと、(2)まで受け取れなくなっちゃうから、給付対象者に入れちゃったうとダメになっちゃうじゃないですか。

見舞金相当額に、今の商工会員または予定者と入れないと、給付対象者に縛っちゃうと(2)も受け取れなくなっちゃうから。

斎賀委員長

どうするのさ（２）。

藤田議会事務局長

だから、給付対象者は、このままにして、給付金額の見舞金相当額分については商工会員及び会員予定者にしちゃう。それに２０万円。そのほか非会員というのはなくなる。

下のほうは、事業を営んでいる人は全員。

齋賀委員長

これ入れればいいんだね。

（２）経営持続化支援相当額、町内で飲食業または宿泊業を営む者全て。

高橋委員

対象者のところは、そのまんまだよ。

（１）の見舞金相当額２０万円って書いているところに、商工会員及び商工会員予定者。

齋賀委員長

非会員を消すんだけど、（２）さ。

植村委員

（２）のところは、なんもいない。上に謳っているんだから。

齋賀委員長

ああ。いいのか。

高橋委員

だから、見舞金相当額のアトの商工会会員と非会員を消して、２０万円だけにして、その後カッコつければいいんだ。商工会員又は商工会予定者って。

西澤委員

予定者が入らなかつたらどうするのと言った場合は、商工会は６ヶ月という審査期間があるので、予定者できたら、書いてもらって、６カ月後には、このお金を受け取った時点で、６か月後には入会にする。

齋賀委員長

これ、どうしたい。担当に言ってきたほうがいいのか。何か書いたものいるの。

藤田議会事務局長

いや、いいんじゃないですか。

今のだけだったら、口頭でいいと思います。

齋賀委員長

給付額の見舞金相当額が商工会会員及び入会予定者が２０万円。

植村委員

当初より厳しくなっちゃたな。

でも、さっき出ていたとおり、町の商工会にも協力しない人に町民の税金出すのかっていう声を考えたら仕方がないんじゃない。

齋賀委員長

商工会員及び入会予定者だね２０万円。

植村委員

下のとこで、そういう人は救うように。

藤田議会事務局長

下のところで、そういうところは救うということですね。
あくまでも、見舞金だから。

齋賀委員長

商工会員及び商工会入会予定者でいいんだね。
そうしましたら、この部分を付け加えて、非会員5万円を削除する。
これが常任委員会としての考え方とします。

藤田議会事務局長

それで、この後13時30分から町部局と議論しましょう。

齋賀委員長

ここで、13時30分まで休憩します

(12時01分 休 憩)

(13時15分 開 議)

齋賀委員長

それではご着席ください。

休憩前に引き続き、まちづくり常任委員会、企画政策課所管の幌延町特定業種経営持続化緊急支援給付金事業について、会議を再開したいと思います。

まちづくり常任委員会からの申し出によりまして、委員会としての意見まとめましたので、議論の参考にしていただきたいと思います。

この説明文書の中にある給付額のみについて、まちづくり委員会としての意見をまとめました。

(1) 見舞金相当額は、商工会員及び商工会会員予定者を20万円。その次の「非会員5万円」は削除。

このようにしていただけないかということに、まちづくり常任委員会としてはなりましたが、いかがでしょうか。

岩川副町長

非会員の部分を削除とするということは、ゼロっていう考えでよろしいですか。非会員はゼロということ。

齋賀委員長

はい。

岩川副町長

これは、あくまでも見舞金相当分の部分ですね。

齋賀委員長

はい。

岩川副町長

(2)の部分は。

齋賀委員長

いじらないです。

岩川副町長

いじらない。はい。

齋賀委員長

委員のほうから説明してください。

高橋委員

非会員っていうのは消しましたけど、見舞金について、商工会に入会する意思がないという
ことを表明されると、これには見舞金を支給いたしません。

野々村町長

全体的な予算額の数字については、当初想定していたとおりのこの概算のままで、通して
いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声)

野々村町長

ありがとうございます。

斎賀委員長

では、全体通してほかに、委員のほうから意見や何かありましたらお願いします。

高橋委員。

この支援なんですけど、3月、4月だけっていうことで、今やってるようなけど、5月1
ヶ月くらい延期っていうか、なりそうなんですけど、今度そういうふうになるとあと5月と
か、6月とかってなった場合の支援策っていうものは何か考えているのか、いないのか、そ
の辺をちょっとお伺いしたいんですけど。

野々村町長

この後についてのことは、国の非常事態宣言の前に北海道が非常事態宣言出した3月4月
この期間のダメージがやっぱり相当大きなものだったということで、やっぱりそこは商工会
からも強く、即、次の段階で、持続してやっていけるような、ちょっと助けてもらえないか
ということでしたから、これはもう早急に急いだんですけど、この次については、それぞれ
今、国の支援、道の支援がついてきました。

それらを加味しながら、今後、対策的に、これまでのような厚い施策ができるかどうかわ
かりませんが、様子を見ながら商工会とまた協議をしながら、決めていきたいと思っ
てます。

これきりということで、長くなればなるほど経済停滞をしちゃうんで、その部分に対して、
どう当たるかということは、今後を考えなければならぬと思っております。

高橋委員

よろしくをお願いします。

斎賀委員長

ほかに委員からありますか。

(「ありません」の声あり)

斎賀委員長

この特定業種持続化支援金給付金事業についてはこれで置いて、次に二つ目の、緊急
経済対策商品券発行事業について、委員の皆さんの意見を伺います。

西澤委員

大変なところで、飲食業に対してのプレミアムをつけていただいたということで感謝を申
し上げます。

この販売日が5月下旬予定なんですけれども、これも先ほどの説明で、商工会とも話し合

って決めていきたいということだったので、その辺もよろしくお願ひしますということと、商工会が毎年実施しておりますが、このコロナの中、その実施場所に関してちょっといろいろ、検討はしているんですが、なかなかちょっと難しいというか、結論が出ていないので、その辺も、行政としても相談にのっていただいて、安全に実施できるやり方、場所等、協議して行ってほしいというふうに思っていますのでよろしくお願ひいたします。

齋賀委員長

ほかに発言ありませんか。

植村委員

販売方法なんですけれども、密集をさけるために広い会場確保、検討するという事なんですけれども、それこそ、事前受付みたいなことでやれたら、1番、密集しないで済むのではないかなと思うんですけれども、IP電話等々での、事前受付っていうのは、やっぱりうまくいかないんでしょうか。

角山企画政策課長

今のご意見を参考にしながら、あと、先ほど少し申し上げたんですけれども、告知チラシを配布して、そこに受付表をつけたような形を検討しています。

それであれば、会場に来てすぐに商品券と引き換えることができるので、時間の短縮も図れるのかなっていうのを、ひとつ工夫としては考えてます。

どうしても予約制にするにしても、なかなか商工会の事務所では、どちらにしても、一遍に人が来た場合ですね、ということがあるので、その辺は総合的に考えて、検討して実施に向けたかと思っております。

植村委員

今までも何回かこのプレミアム券を商工会の事務所でやったんですけど、見てると、発売して、その日のうちに完売近く、2日3日目になるともう全然ないという、2日間ぐらいでもなくなる状態ではないかなと過去の経緯を見てたらそうだと思いますんで、できれば、事前の整理券というか、そういう形で受け付けして、そして、いつ行っても、多少遅れていっても、プレミアム券が購入できるというようなふうにしてやれば、皆さん余裕持って、ゆっくり人も混まない時間に来て、券を購入していくということで、できるのかなと思いますんで、何か良い方法を考えながら、密集しないようにやっていただければなというふうに思います。

齋賀委員長

ほかにありませんか。

(「はい」の声あり)

では、一つ目の特定業種経営持続化緊急支援金給付事業とそれから商品券発行业業については、これで閉じてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

これも専決処分でやることがありますので、先に物事を進めていただきますようよろしくお願ひします。

これで調査事項は全て終わりました、3その他はないようですので、いいですね。

以上をもちまして、令和2年第3回まちづくり常任委員会を終わります。

どうもご苦労さまでした。

(13時25分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主事 満保希来